

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（男女共同参画・NPO課） (3・24掲示)	5
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（〃） (3・25掲示)	6
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則（3・24掲示）	6
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則（〃）	6
高知県公安委員会告示	
○告示（運転免許取得者教育の認定）の一部改正 (3・21掲示)	6

規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月31日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第3条において」を「以下」に改める。
第2条の見出しを「（手数料等の額）」に改め、同条中「手数

料等」を「条例別表の規定により知事が定める手数料等」に改める。

別表第1の表を次のように改める。

項目	種別	金額
1 生物学的試験検査料	細菌の顕微鏡検査	1件につき 200円
	細菌培養検査	1件につき 440円 (知事が防疫上必要と認める場合 1件につき 220円)
	抗酸菌薬剤感受性検査	3薬剤以下 (培地数は、無関係) 1件につき 1,600円
		4薬剤以上 1件につき 1,840円
	細菌薬剤感受性検査	1菌種 1件につき 1,040円
		2菌種 1件につき 1,360円
		3菌種以上 1件につき 1,760円
	細菌同定検査	口腔、気道又は呼吸器からの検体 1件につき 1,040円
		消化管からの検体 1件につき 1,040円
		泌尿器又は生殖器からの検体 1件につき 960円
		血液又は穿刺液 1件につき 1,040円
	その他の部位からの検体	1件につき 880円
T P H A 反	定性検査	1件につき 250円

応検査	定量検査	1件につき 440円
	F T A - A B S 試験（蛍光抗体法による。）	1件につき 1,200円
	ウイルスの血清反応検査	1件につき 640円
	その他の血清学的反応検査	1件につき 210円
2 食品試験検査料	定量分析試験	酸度、水分、灰分、牛乳中の脂肪、PH等食品添加物規格試験のうち塩化物、硫酸塩、重金属、純度試験、乾燥減量、強熱残渣等（簡易なもの）
		1件につき 2,580円
		粗脂肪、粗纖維、総窒素、過酸化物価、保存料、過酸化水素、ホルムアルデヒド等ビタミンB1、B2、C等食品添加物規格試験のうち添加物（複雑なもの）
		1件につき 8,650円
	定性分析試験	比重、簡単な呈色反
		1件につき 1,370円

	応、沈殿反応等 (簡易なもの)							
	二酸化硫黄、過酸化水素、ホルムアルデヒド、ホウ酸、着色料等 食品添加物規格試験のうち確認試験、純度試験等 (複雑なもの)	1件につき 3,920円						
	保存料、人工甘味料、酸化防止剤等 薄層クロマト及び機器分析による定性試験 (特に複雑なもの)	1件につき 5,800円						
	細菌試験	一般細菌数測定、大腸菌群の定性試験又は定量試験 (簡易なもの)	1件につき 2,320円					
	食中毒細菌等の同定検査、定量試験等 (複雑なもの)	1件につき 12,840円						
			3 水質検査料	水質成分分析試験その他の水質検査	気温、水温、味、色度、PH、濁度、透視度、導電率、残留塩素、硬度、蒸発残留物、臭気強度その他の簡易な定性試験等 (簡易なもの)	1件につき 590円		
					硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、全窒素、酸化物、リン酸イオン、硫酸イオン、ケイ酸、ホウ酸、フッ素、ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、鉄、マンガン、全クロム、六価クロム、銅、亜鉛、鉛、カドミウム、全水銀、陰イオ	1件につき 2,070円		
							ン界面活性剤、溶存酸素(DO)、浮遊物質(SS)、化学的酸素要求量(COD)、塩素イオン、過マンガン酸カリウム消費量、酸度、遊離炭酸、錫、ニッケル、モリブデン等 (複雑なもの)	
							フェノール類、シン、生物学的酸素要求量(BOD)、セレン、アンチモン、ヒ素、n-ヘキサン抽出物又はその他の金属類 (複雑なもの)	1件につき 3,690円
							四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、시스1,2-ジクロロエチレ	1件につき 12,410円

	ン、テトラ クロロエチ レン、ベン ゼン、総ト リハロメタ ン、クロロ ホルム、ジ ブロモクロ ロメタン、 ブリモジク ロ ロメタ ン、ブロモ ホルム、 1.1.1－ト リクロロエ タン、2－ メチルイソ ボルネオ－ ル、ジェオ スミン等の 低沸点化合 物	
	水中の生物 についての 検査	1件につき 2,160円
細菌試験	一般細菌数 測定、大腸 菌群の定性 試験又は定 量試験等 (簡易なもの)	1件につき 2,320円
	食中毒細菌 等の同定検 査、定量試 験等 (複雑なもの)	1件につき 12,840円
4 獣疫 に関する試験	前3項に掲げる試験及び 検査に該当する獣疫につ いての試験又は検査	当該各項に定める額
料	5 環境 衛生試 験料	照明度測定(紫外線測定 を含む。) 1件につき 1,170円
		感覚温度測定 1件につき 1,340円
		騒音測定 1件につき 1,340円
		じんあい検査 1件につき 2,710円
		空気中落下細菌数検査 1件につき 2,200円
		空気中有毒ガス試験 1件につき 2,710円
6 薬 品、化 粧品等 の試験 料	公定書医薬品の規格適否 試験	1件につき 3,960円
		一般医薬品の試験 1件につき 5,520円
	衛生用具の試験	1件につき 3,960円
		化粧品の試験 1件につき 5,520円
	毒物又は劇物の試験	1件につき 6,640円
		がん具の衛生上害否試験 1件につき 2,630円
	製薬原材料の試験	1件につき 2,630円
7 家庭 用品の 試験料	油脂、ろう又は精油の試 験	1件につき 2,630円
		注射薬の生物学的試験 1件につき 11,040円
	住宅用洗浄剤の塩化水素 若しくは硫酸、水酸化カリ ウム若しくは水酸化ナトリ ウム又は容器若しくは被包 (簡易なもの)	1件につき 2,810円
	塩化ビニル、ホルムアル デヒド等 (複雑なもの)	1件につき 8,830円
8 その 他の試 験料又 は検査 料	ウイルスの分離同定検査	1件につき 22,090円
	細菌の遺伝子解析検査	1件につき 6,530円
附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 ~~~~~ 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。		
平成20年3月31日 高知県知事 尾崎 正直 高知県規則第36号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和50年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。 第5条中「次のとおり」を「観覧者が個人の場合にあっては別記第1号様式に、20人以上の団体の場合にあっては別記第2号様式によるもの」に改め、同条に次のただし書きを加える。 ただし、年額の場合にあっては、別記第3号様式によるものとする。 第5条各号を削る。 第7条第1項第6号を削り、同項第7号中「第1号から第5号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の3号を加える。 (7) 県内の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒若しくは児童又はこれらの者の引率者が教育課程に基づく教科学習の一環として入場する場合 (8) 県外の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童が教育課程に基づく教科学習の一環として入場する場合 (9) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面(「高知県立施設等無料入場券」の記載があるものに限る。)を提示した者及び当該者と同時に入場する者(当該者1人につき4人までに限る。)が入場する場合別記様式を次のように改める。		

別記

第1号様式（第5条関係）

No. 足摺海洋館 入場券（副） ¥	高 知 県 No. 足摺海洋館 入場券 ¥	高知県立足摺海洋館 (高知県立足摺海洋館の カラー写真又はカラーラスト)
<input type="checkbox"/> 1人当日限り 有効 <input type="checkbox"/> 日付印のない ものは無効		

(切取り線)

(切取り線)

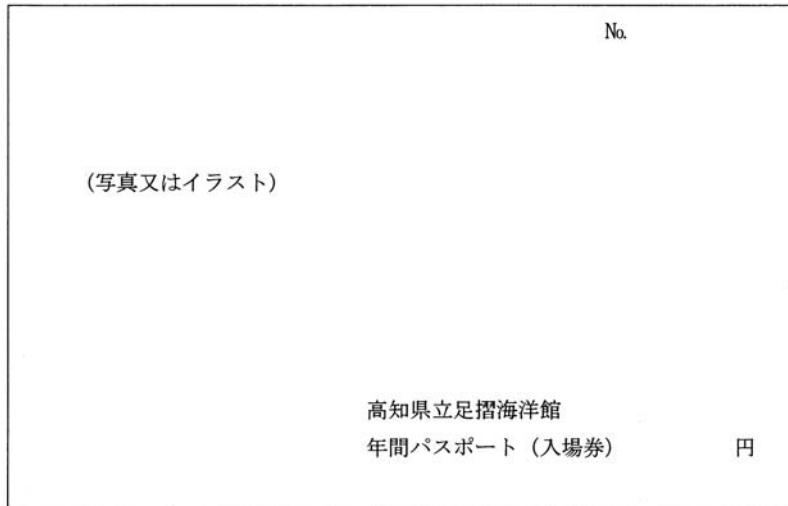
- 備考 1 寸法は、縦6センチメートル、横20センチメートルとする。
 2 この入場券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 3 入場券は、1枚ごとに番号を印刷して簿冊とし、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり」の表示及び簿冊の番号を印刷するものとする。

第2号様式（第5条関係）

No.	高知県立足摺海洋館入場券（副）			年	月	日
区分	入場料	人数	金額	受領印		
18歳以上の者 (生徒を除く。)	円	人	円			
高校生				18歳以上の者 (生徒を除く。)	円	人
児童・生徒				高校生		
小学生				中学生		
その他準ずる者				小学生		
備考	小学生	人	その他	その他	人	人
団体名				小学生	未満	
所在地				団体名		
代表者氏名				所在地	電話番号	

- 備考 1 寸法は、縦11センチメートル、横13センチメートルとする。
 2 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 3 入場券は、正副2枚をもつて一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり（団体）」の表示及び番号を印刷するものとする。
 4 入場券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。
 5 旅行業者の取扱いによるものについては、旅行業者取扱いのスタンプ印を押して発行するものとする。

第3号様式（第5条関係）



(裏面)

有効期限	年	月	日	まで
氏名				
生年月日	年	月	日	生
1 収納印の日付から1年間に限り有効です。 2 収納印のないものは無効です。 3 ご購入後の紛失による再発行は致しかねますので、ご了承ください。 4 この入場券は、上に記載されたご本人に限り使用することができます。 5 ご入場の際、ご本人であることを確認させていただく場合があります。				
				

- 備考 1 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
 2 写真又はイラストは、高知県立足摺海洋館で飼育する魚類の写真若しくはイラスト又は入場券を使用する本人の顔写真とする。
 3 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
 森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成20年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第37号

## 森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 加工機器の項中

|          |                |
|----------|----------------|
| 木質リファイナー | 1台1時間につき 2,520 |
|----------|----------------|

を

|          |                |
|----------|----------------|
| 木質リファイナー | 1台1時間につき 2,520 |
| ポックス型炭化炉 | 1台1時間につき 2,520 |

に改める。

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年3月24日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成20年3月24日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あつた<br>年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人 |            |                        |            |
|-------------------|----------------|------------|------------------------|------------|
|                   | 名称             | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地 | 定款に記載された目的 |
| 平成20              | 特定非            | 岡田 穎       | 高知市                    | この法人は、地域住民 |

|                                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年3月<br>24日                                                                                                                                   | 営利活動法人<br>エココロジーネットワーク | 介 | 知寄町<br>三丁目<br>509番地 | 自らが環境問題に主体的に取り組み、地域一丸となって地球にやさしい環境づくりを推進していくため、廃食油のバイオディーゼル燃料等への再利用と使用済み廃油のボイラー燃料等への再利用や一般家庭や企業等から回収した不要物の再利用を進めることにより、環境教育への貢献と地域内の資源循環システムの形成をはかり地域経済の自立化に寄与することを目的とする。 |  |  |  | 野間における交流、及び地域におけるイベント、スポーツ交流等に関するこれらの事業をもって、地域の発展、活性化等を図り公益の増進に寄与することを目的とする。 | 高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。<br>第1条中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。<br>別表中「137」を「134」に、「294」を「297」に、「71」を「82」に、「375」を「364」に、「95」を「75」に、「366」を「386」に、「435」を「423」に、「1,129」を「1,141」に、「636」を「624」に、「1,242」を「1,254」に改める。<br><b>附 則</b><br>この規則は、平成20年4月1日から施行する。 |
| <hr/>                                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村市田野川甲土地改良区の定款の変更を平成20年3月21日に認可した。                                                                         |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成20年3月31日                                                                                                                                   |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県知事 尾崎 正直                                                                                                                                  |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <hr/>                                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>公安委員会規則</b>                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。                                                                                           |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成20年3月24日（掲示済）                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県公安委員会委員長 竹内 克之                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>高知県公安委員会規則第3号</b>                                                                                                                         |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則                                                                                                    |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 別表第2の1 高知警察署の表高知警察署高知駅前交番の項中「高知市北本町二丁目7番10号」を「高知市栄田町1番28-2号」に改め、同表の14 中村警察署の表中村警察署下田駐在所の項中「四万十市下田1411番地2」を「四万十市竹島829番地1」に改める。                |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>附 則</b>                                                                                                                                   |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| この規則は、平成20年4月1日から施行する。                                                                                                                       |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <hr/>                                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成20年3月24日（掲示済）                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県公安委員会委員長 竹内 克之                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>高知県公安委員会規則第4号</b>                                                                                                                         |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <hr/>                                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。                                                                                                |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第1条中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改める。                                                                                                                 |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 別表中「137」を「134」に、「294」を「297」に、「71」を「82」に、「375」を「364」に、「95」を「75」に、「366」を「386」に、「435」を「423」に、「1,129」を「1,141」に、「636」を「624」に、「1,242」を「1,254」に改める。 |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>附 則</b>                                                                                                                                   |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| この規則は、平成20年4月1日から施行する。                                                                                                                       |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <hr/>                                                                                                                                        |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>公安委員会告示</b>                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県公安委員会告示第4号                                                                                                                                |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。                                                                                             |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平成20年3月21日（掲示済）                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高知県公安委員会委員長 竹内 克之                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>表中</b>                                                                                                                                    |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 「                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第4号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高齢者に対する教育                                                                                                                                    |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 〃                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第5号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 一般運転者を対象とした運転教育                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 〃                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 」                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| を                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 「                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第3号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高齢者に対する教育（高齢者講習同等）                                                                                                                           |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平20・2・26                                                                                                                                     |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第4号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 高齢者に対する教育                                                                                                                                    |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平12・5・2                                                                                                                                      |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第5号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 一般運転者を対象とした運転教育                                                                                                                              |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 〃                                                                                                                                            |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 規則第1条第6号に掲げる課程                                                                                                                               |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 一般運転者に対する運転教育                                                                                                                                |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 平20・2・26                                                                                                                                     |                        |   |                     |                                                                                                                                                                           |  |  |  |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                        |                    |             |
|------------------------|--------------------|-------------|
| 規則第1条第<br>7号に掲げる<br>課程 | 大型自動二輪車の二人<br>乗り教育 | 〃<br>〃<br>〃 |
|------------------------|--------------------|-------------|

に、「第1条第7号」を「第1条第8号」に、

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 一般企業運転者等の教<br>育 | 〃<br>〃<br>〃 |
|-----------------|-------------|

を

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 一般企業運転者等の教<br>育 | 平12・<br>5・2 |
|-----------------|-------------|

に改める。